

令和6年度第13回総会

議事録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月27日(木) 午後1時30分開会

(2) 場所 堺市役所高層館12階 農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	谷 野 保 博
田 中 宏	山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝
奥 野 正 作	田 中 正 剛	松 本 智恵子

(3) 欠席委員 2人

寺 島 あつ子 霜 野 市 和

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小 林 義 博	井 上 和 夫	数 田 清 文
高 岡 一 平	塔 本 順 一	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 農地利用最適化推進委員の欠席 3人

光 田 裕 次 中 尾 美 昭 松 下 孝 彦

3 議事説明員

農業委員会事務局	事務局 長	小走 伸吾
	事務局 次長	左手 憲一
	主 幹	長野 諭

4 付議事項

議案第74号 令和7年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第75号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

議案第76号 堺市農業委員会に関する規程の一部改正について

議案第77号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する取扱いについて

議案第78号 地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について

議案第79号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 これより、令和6年度第13回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において、谷野保博委員、奥野正作委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員のご報告をいたします。委員14人中、現在議場に在席する委員は12人です。なお、寺島あつ子委員及び霜野市和委員から欠席の届出がされております。また、農地利用最適化推進委員10人の出席をいただいております。以上、ご報告いたします。

議長 それではこれより、議事に入ります。本日の案件は、議案第74号「令和7年度堺市農業委員会事業計画の決定について」から

議案第79号「事務局職員の人事発令について」までの、計6件であります。

それでは、議案第74号「令和7年度堺市農業委員会事業計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第74号「令和7年度堺市農業委員会事業計画の決定について」をご説明いたします。

本事業計画案は、令和7年3月6日に開催されました令和6年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは、まず別紙1「令和7年度 事業計画（案）」の1ページをご覧ください。

本計画は、大きな項目として1から4までの項目建てをしており、

1ページには、1. 法令事務の適正な執行等

3ページには、2. 農地等の利用の最適化の推進等

5ページには、3. その他の活動

6ページには、4. 会議関係 をそれぞれ記載し、令和6年度と同様の構成となっています。

また、計画案の内容としましても、令和6年度と同様となっていますが、一部に変更箇所がありますので、ご説明いたします。別添の「事業計画案 令和6年度・令和7年度比較表（変更点）」をあわせてご参照ください。

まず、1ページの「1 農地の利用調整」ですが、今年度、地域計画の策定が、対象となる地域において、すべて終了しましたので、目標地図素案の作成に関する文言を削除しました。また、【許可処分等】の（4）農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法において廃止された制度の経過措置が今年度末をもって終了し、来年度以降は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」、

いわゆる機構法に基づく農用地利用集積等促進計画に統合されますので、その旨の文言を修正しています。

次に、2ページをご覧ください。最後の項目、「9 土砂等による土地の埋立て等への対応」ですが、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の堺市全域での運用が開始されたことに伴い、「堺市土砂埋立て等の規制に関する条例」が廃止されたため、文言を削除しました。

続いて、3ページをご覧ください。

「1 農地の有効利用」の(2)利用意向調査ですが、農地法施行規則の条数に誤りがありましたので、修正しました。そして、(4)無断転用の防止においては、啓発媒体として、「さかい農委だより」に加えて、堺市ホームページを追加しています。また、その下の「2 農地の流動化促進」ですが、先ほどの1ページ「1 農地の利用調整」における修正箇所と同様に、地域計画の目標地図に関する文言を修正するとともに、農用地利用集積計画制度が、来年度以降は、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画に統合されますので、その旨の文言を修正しています。

次に、4ページをご覧ください。

「3 指導相談活動」ですが、大阪府準農家制度が、令和6年10月末をもって廃止となりましたので、削除しました。

続いて、5ページをご覧ください。

「3 その他の活動」ですが、こちらについても、先ほどの変更と同様に地域計画の目標地図に関する文言を修正しています。

令和7年度事業計画(案)の変更点は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第75号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第75号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」をご説明いたします。

本件は、令和7年3月6日に開催されました令和6年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月に発出された国通知に基づき、令和4年度より農業委員会活動の目標設定や実施状況の公表が求められることとなりましたが、当該国通知においては、目標を「3月末までに決定し」「4月末までに公表する」ものと決められており、次年度が始まるまでに目標を設定しなければならないものとなっています。通常、目標設定時には実績をふまえることが一般的ですが、令和6年度がまだ終了していないため、本日の総会においてご審議いただき、決定いただくのは、目標数値のみとさせていただきます。

それでは、別紙2の「堺市農業委員会 令和7年度最適化活動の目標の設定について」の案をご覧ください。「1最適化活動の成果目標」ですが、(1)農地の集積について、令和7年度の新規集積面積の目標は、例年の目標を勘案し、3haとしております。

集積面積の定義ですが、こちらは、非担い手から認定農業者などの担い手への集積面積の目標となっています。国通知に基づき、堺市農業経営基盤強化促進基本構想（以下、基本構想という。）の目標と同じく令和15年までに「36%」と入れる必要があります。

ベースとなる農地面積は、基本構想の定義による面積1,026haを用いています。「36%」は、担い手への集積率となりますが、この担い手には、基本構想には含まれている大阪版認定農業者を含むことができず、認定農業者については国版のみとなります。

表一番下の今年度末の集積面積及び集積率ですが、今年度末とは令和7年度末となります。集積面積としては、令和6年度末の集積面積の実績見込みである144haに3haを加えた147haを、また、集積率として、農地面積1,026haに対する集積面積147haの割合として14.3%を記載しています。

次に、（2）遊休農地の解消についてですが、令和3年度の緑区分の遊休農地を5年間で解消しなければならないというのが国通知の目標ですが、堺市の場合は令和3年度末が5haであったため、1年あたり1haの解消を目標としております。ただし、今年度新たに緑区分の遊休農地が0.4ha発生しているため、今後はこちらの解消も併せて行うという目標になります。

裏面（3）新規参入の促進については、農地所有者から新規参入者へ貸付けてもよいという同意を取り付けた農地の面積目標であり、農地法第3条及び農用地利用集積計画に基づく権利移動面積の直近3年の平均値の1割以上となっているため、3.2haとしました。

次に、「2 最適化活動の活動目標について」説明いたします。

最適化活動を行う委員は、中立委員を除く農業委員、推進委員

全員と位置づけており、国通知上、「推進委員等」という言葉でまとめられていますが、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標の中で、推進委員等一人当たりの活動日数の目標は、令和６年度と同様８日としています。

続いて、（２）活動強化月間の設定目標についてですが、活動強化月間の設定回数は、３回以上設定する必要がありますので、例年と同様に７月、８月、９月の３回とし、遊休農地の解消に関する項目で設定しています。

次に、（３）新規参入相談会への参加目標ですが、国通知では１名以上の目標が求められています。こちらについても例年と同様に農業祭当日に設置する相談窓口を相談会として位置づけ、推進委員等の参加者数の目標を委員の半数程度１４名で設定しています。

以上で、令和７年度の最適化活動の目標の設定について、説明を終わらせていただきます。

なお、本件については、本日ご審議いただき、ご承認いただきましたら、事務局において、４月１日以降、あらためて今年度実績を確認のうえ、昨年度と同様に国指定の様式を用いて、事務局長専決により４月末までに公表手続を行うことといたします。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定さ

れました。

続きまして、議案第76号「堺市農業委員会に関する規程の一部改正について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第76号「堺市農業委員会に関する規程の一部改正について」をご説明申し上げます。

本件は、令和7年3月6日に開催されました令和6年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは、付議案件綴の3ページ及び別紙3をご覧ください。

堺市農業委員会に関する規程の一部改正について、まず、改正の趣旨としては、農業委員会における「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」、いわゆる「行政手続のオンライン化条例」の規定に基づく手続等について、明確化を図るため、必要な事項を定めることとし、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容としては、農業委員会の所管に係る手続等を「行政手続のオンライン化条例」の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の規定の例による旨を規定上明記するものでございます。

現在、農業委員会の所管に係る行政手続については、一部の手続が、堺市電子申請システムにおいてオンラインでの手続が可能となっています。しかし、当委員会が定めるその手続の根拠規定において、書面により行うことが想定されているものがあるため、その部分を電子的な手段に置き換えることも可能とすることについて、明確化を図り、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日から施行するものとし、改正後の規程案については、別紙３のとおりとなっています。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第７７号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する取扱いについて」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第７７号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する取扱いについて」をご説明申し上げます。

本件は、令和７年３月６日に開催されました令和６年度第３回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは、付議案件綴の４ページをご覧ください。

本件は、令和７年４月以降、想定される地域計画の変更のうち、重要又は異例なものを除いては、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定により市からの意見聴取が行われる場合の当委員会における意見決定を総会の議を経ることなく、事務局長専決とし、当該専決日以降、最初に招集される総会にその旨を報告するものとするについて、ご提案するものです。

これまで、堺市が地域計画案を策定し、当委員会に対して意見

聴取がなされた場合、毎月 1 回開催される総会において、意見決定を行ってきました。

他方で、国は、この地域計画を一度策定すれば終わりではなく、計画の実現に向けて、年に 1 回以上は地域において協議を実施し、必要に応じて変更していくことを求めています。

実際に、計画の変更が必要となるケースとして想定されるのが、農地の利用権設定等により新たな担い手を目標地図に位置付ける場合、すなわち農業を担う者を変更する場合や農地転用に伴い地域計画の対象区域を変更する場合です。

事務局としては、これらのケースについては、事務局において形式的に内容の確認が可能であり、また、市における計画変更手続、ひいては、事前に地域計画の変更が必要となる転用許可手続の迅速化を図ることが可能となることから、定例・軽易なものとして、地域計画の変更案に係る市からの意見聴取に対する当委員会における意見決定手続については、事務局長専決により取扱いたいと考えています。

ただし、農地転用のうち事前に地区担当委員や地域住民等からの陳情や要望・苦情があり紛争が想定される場合等については、重要又は異例なものとして、総会において意見決定を行うものとしたします。

また、地域計画の必須項目、例えば、地域の農業の将来の在り方や担い手に対する農用地の集積目標などの変更についても、地域計画の重要な要素となるため、こちらについても総会にて意見決定を行いたいと考えています。

なお、重要又は異例なものかどうかの判断が困難な場合については、その都度、会長と協議の上、その取扱いを決定したいと考えています。説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第78号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第78号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件は、令和7年3月6日に開催されました令和6年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

それでは、付議案件綴の5ページ及び別紙4をご覧ください。

令和6年6月の農地法改正に伴い、農地法第51条に規定されている「違反転用に対する処分に関する事務」に新たに「違反転用の公表に関する事務」が追加されました。本件は、本年3月24日に「大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」が一部改正され、いわゆる大阪版権限移譲として、新たに大阪府から堺市に移譲されることとなった当該事務につき、市長から当委員会に対して、事務の委任に関する協議の申し出がなされたものでございます。

なお、委任時期は、令和7年4月1日を予定しています。

お配りしている別紙4ですが、こちらには改正後の農地法第51条をお示ししています。資料下にある【参考】の記載をご覧ください。

今回、大阪府から堺市に移譲される②「違反転用の公表に関する事務」は、既に大阪府から事務移譲を受け、堺市より事務の委任を受けている農地法の「違反転用に対する処分に関する事務」の①、③、④の事務、すなわち、①原状回復等の措置命令及び命令書の交付、③行政代執行・公告、④行政代執行に係る費用徴収といった一連の事務との間で事務手続の流れにおいて密接不可分にあることから、事務の委任を受けることについては、同意するものとして取り扱うことをご提案させていただきます。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第79号「事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 議案第79号「事務局職員の人事発令について」をご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第26条において、「職員は農業委員会が任免する。」と規定されているため、議案として決定を求めるものです。

最初に、令和7年3月31日付けで退任する者、また令和7年4月1日付けの異動により転出する者について説明いたします。

お配りしている別紙5「令和7年度職員体制一覧」をご覧ください。

一覧の一番下に記載しているとおり、3月31日付け任期満了により事務局を退任する者は、会計年度任用OB職員中田康信、及び同じく会計年度任用OB職員納谷元起の2名です。

次に4月1日付けの異動により事務局から転出する者は、佐藤真司及び会計年度任用OB職員増尾啓明の2名です。

続いて、付議案件綴6ページをご覧ください。4月1日付けで新たに事務局職員に加わる予定の者についてご説明いたします。

まず、農地課との兼務者としては、農地課運営係長及び農業委員会事務局主査を兼務する天野慎太郎です。

次に、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についてご説明します。

まず、暫定再任用職員としては、令和6年度に引き続き、藤本 勝、及び今年度より新たに任用する小谷伊佐子の2名、会計年度任用（OB）職員としては、今年度より新たに任用する松岡圭司及び宮本佳則の2名、会計年度任用職員としては、令和6年度に引き続き、森田美穂を任用予定です。

なお、只今、名前を読み上げた暫定再任用職員及び会計年度任用職員は、年度毎の任用となります。いずれの者も農地課との兼務者として、任用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなる予定です。

最後に現任の農業委員会事務局職員についてご説明いたします。

あらためて別紙 5 「令和 7 年度職員体制一覧」をご覧ください。

小走伸吾、左手憲一、長野 諭、山本幸夫、堂田久美子、八木祐樹、佐古みなみ、北野正弘、川口智永、山崎理恵、小嶋絵理、坂口雅実、村上菜保及び平山大心は引き続き農政部、農地課又は農水産課職員を兼務し、農業委員会事務局職員として勤務します。

なお、役職等については、小嶋絵理が主査に昇格し、その他の者については、変更はございません。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑・ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会に付議されました案件は、議了いたしました。

それでは、これをもちまして令和 6 年度第 13 回総会を閉会いたします。(閉会宣言 午後 2 時 00 分)

採決・承認事項及び賛否数

	(案件番号)	(結果)	(賛否数)
○	議案第74号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第75号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第76号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第77号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第78号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第79号	原案のとおり可決	全会一致

署	名
---	---

会長 北原 芳子

委員 奥野 正作

委員 谷野 保博